

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第 号
------	---------

氏 名 北林 春美

論 文 題 目


Association between Maternal and Child Health Handbook and quality of antenatal care services in Palestine

(パレスチナにおける母子健康手帳と産前ケアサービスの質の関連)

論文審査担当者

名古屋大学教授

主 査 委員

濱嶋 信之 

名古屋大学教授

委員

岩 井 建 志 


名古屋大学教授

委員

吉 川 史 隆 

名古屋大学教授

指導教授

青 山 浩 子 

## 論文審査の結果の要旨

別紙 1-2





本研究の目的は、パレスチナにおける妊産婦の母子健康手帳保有と受診した産前ケアの内容との関連を分析し、産前ケアの質に対する手帳使用の効果を検証することである。全国的な世帯調査「パレスチナ家族調査 2010」のデータから調査の 12 か月前以降に出産した女性を抽出し、母子健康手帳保有の有無を独立変数、国家ガイドラインで定められた産前ケアサービス受診の有無を従属変数とするロジスティック回帰分析を実施した。手帳の保有者は産前ケアにおいて血圧測定、血液検査、尿検査の 3 種類すべての検査受診と 5 項目以上の保健教育情報入手の調整オッズ比が有意に高かった。医療従事者が母子健康手帳をチェックリストとして使用することでサービスの質が改善されたことが示唆された。

本研究に対し、以下の点を議論した。

1. 先行研究は、産前健診や熟練介助者による出産の普及率が低い国・地域を対象としてサービス普及率の向上に注視した分析である。パレスチナではサービスの普及率は 90%以上と高いため、本研究では量的拡大ではなくサービス内容に注目して分析し、手帳の利用がサービスの質を向上させることを示唆する結果となった。
2. データは全国を対象とする標本調査であり、手帳の受領に関する質問が組み込まれたことで手帳保有と母子保健サービス利用との関連について推計が可能になった。一方で、横断的分析であるため、分析の結果は因果関係を立証するものではなく観察されない交絡因子の存在も否定できない。
3. 出産の 99%が施設分娩であるものの、富裕層を除いて産前ケアの主要な提供者は公的保健センターと開業医である。病診連携が十分に機能していないため産前・出産・産後ケアの連続性が確保されているとは言い難い。母子健康手帳の活用は、医療情報の共有による連携強化を通じて継続ケアの改善に寄与しうると考えられる。
4. 従来から存在する施設ベースの記録様式との類似性が、医療従事者の手帳への医療記録記載のコンプライアンスを高めたものと考えられる。適切な記録の励行のための研修・指導も手帳の導入と並行して実施された。
5. 貧困層とそれ以外の層に分割してロジスティック分析を行ったところ、3 種の検査の受診と 5 項目以上の健康教育情報入手の両方で貧困層のほうが調整オッズ比が高く、母子健康手帳が貧困層に対するケアの向上に寄与していることが推察された。

以上の理由により、本研究は博士（医学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

## 試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	北林 春美
試験担当者	主査 濱嶋信之  若井建志  吉川史隆 			
	指導教授 青山温子 			

## (試験の結果の要旨)





主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。

1. 国際保健・公衆衛生分野における本研究の意義について
2. 既存データ分析の可能性と課題について
3. パレスチナにおける分娩管理の課題について
4. 医療従事者による手帳への記録記入のコンプライアンスについて
5. 世帯の富裕度で層化した場合のオッズ比の確認について

以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、国際保健医療学・公衆衛生学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員合議の上、合格と判断した。

別紙 3

学力審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	北林 春美
学 力 審 査 担 当 者	主 査	濱鳥信之 	若井建志 	志川史隆 
	指導教授	青山浩子 		

(学力審査の結果の要旨)

名古屋大学学位規程第10条第3項に基づく学力審査を実施した結果、大学院医学系研究科博士課程を修了したものと同等以上の学力を有するものと学位審査委員合議の上判定した。